

千歳市建設優良事例表彰事業実施要領

令和6年3月29日部長決裁

(目的)

第1条 千歳市建設部が発注する工事及び業務（以下、「工事等」という。）において、千歳市工事施行成績評定に関わらず、他の模範となる功績等があった事例（以下、「優良事例」という。）を表彰することにより、工事等の品質確保や技術向上を図るとともに、受注者の意欲向上に資することを目的とする。

(対象)

第2条 対象は、千歳市建設部が発注した工事等とする。

(優良事例の推薦)

第3条 事業庶務課長は、工事等の発注課に対し、優良事例の推薦を依頼するものとする。

2 発注課は、前項の依頼を受けたときは、依頼を受けた年度に完成又は完了する工事等の優良事例を推薦書（第1号様式）により、建設部長に推薦するものとする。

3 優良事例の推薦に当たっては、次の各号に考慮して行うものとする

- (1) 社会貢献・地域貢献
- (2) 新技術の活用
- (3) 創意工夫
- (4) その他、模範となる功績

(表彰者の審査及び決定)

第4条 建設部長及び建設部次長は、第3条の規定により提出された推薦書に基づき、別表の審査基準を参考に審査を行い、表彰者を決定するものとする。

2 建設部長は、文書により、表彰者に通知するものとする。

3 表彰は、毎年度1回贈呈式を行うこととし、建設部長が賞状を授与するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めのないことについては、建設部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	審査基準
社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や社会の安全・安心に寄与する活動。 ・ 生活環境の向上や地域の魅力向上につながる活動。
新技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト削減や工期短縮、品質向上等につながるもの。 ・ リスク軽減や安全性向上につながるもの。
創意工夫	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質向上 ・ 安全性向上 ・ 環境への配慮 ・ 景観向上 ・ 建設業の魅力の向上 ・ 業務効率化 ・ 担い手確保 ・ コスト削減
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業のPR活動。 ・ 他の会社の模範となる取組。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

建設部長宛

発注課 課長名

千歳市建設優良事例表彰事業 推薦書

標記について、下記のとおり推薦します。

記

1 推薦する受注者について

(1) 工事等の受注者名

(2) 工事等の名称・契約期間・概要説明

2 推薦事例の概要

3 推薦理由